

外部の通報窓口の設置について

1 要旨

外部専門家による調査（官製談合防止法等に違反すると解された事案）を踏まえ、組織内部で生じた問題を自律的に解決するきっかけとするため、現在の組織内部に設置している内部通報窓口に加え、独立した立場の外部の窓口を設置する。

2 外部窓口の概要

(1) 開設時期

令和5年2月8日

(2) 外部窓口の委託先

寺垣 玲 弁護士（寺垣玲法律事務所）

(3) 職員への周知

職員に対しては、公益通報制度及び通報窓口についてリーフレットを作成して、窓口の開設について周知する。

※当面の間は、封書（親展）による通報とし、準備が整い次第、メールでの通報も可能とする。

3 公益通報の流れ（外部通報窓口）

通報者	①通報対象事実を通報	⑥調査の実施（非実施）の通知を受理	⑨調査結果を受理	⑫是正措置等を受理
外部通報窓口※	②公益通報要件に該当する場合は、通報処理担当者に調査するよう通知	⑤調査の実施（非実施）について通知	⑧調査結果を通報者に通知	⑪是正措置等を通報者に通知
総務課	（経由）			
通報処理担当者	③調査の可否を判断	④外部通報窓口 に調査の可否を通知	⑦調査を実施し、調査結果を外部通報窓口に通知	⑩是正措置等を外部通報窓口に通知

※ 外部通報窓口は通報処理担当者に対して、助言を行い、意見を述べることができる。

※ 通報者が希望する場合、外部通報窓口は通報者の氏名や通報者が特定・類推される可能性のある情報を秘匿して報告する。